平成２９年（フ）第７９号
佐賀県唐津市町田１丁目15番９号
債務者　諸岡　雄也
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１２２号
宮崎県延岡市北川町川内名6996番地１　市営住宅　104
債務者　吉田　　尚
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１２３号
宮崎県延岡市北川町川内名6996番地１　市営住宅　104
債務者　吉田　奈菜（旧姓山床）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５６号
青森県つがる市柏桑野木田鶴野63番地３　鶴野第２団地１号
債務者　長谷川かおり
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
神奈川県足柄上郡開成町延沢1407番地
債務者　谷地田博幸
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５５７号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台１丁目２番地の７
債務者　山本　雅人
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４１号
茨城県筑西市下岡崎２丁目６番地７　サンハイツＡ－５、開始決定時の住所茨城県筑西市小川1175番地
破産者　野澤　和子
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４２号
茨城県筑西市藤ケ谷1854番地14、前住所茨城県筑西市小川1175番地
破産者　野澤　英樹
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７３２号
福岡市東区三苫３丁目２番31―201号
破産者　梅崎　英史
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１００７号
福岡市東区箱崎３丁目５番34―205号
破産者　高瀬勇一郎
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０５６号
福岡県朝倉市来春136番地17
破産者　レディースショップたんぽぽこと　三木　盛義
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０５７号
福岡県朝倉市来春136番地17
破産者　三木　恵子
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０７１号
福岡市早良区田村４丁目９番６―203号
破産者　里美内装こと　里美　　亮
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１３３号
福岡市中央区平尾４丁目３番４―505号
破産者　川平　彩稜
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８６号
福岡市南区的場１丁目16番10号　臼佐第一ビル123号室、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町吉田団地５番96―６号
破産者　杉本　岳士
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６０号
福岡県大野城市旭ケ丘１丁目９番８―508号
破産者　山下　淳也
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６１号
福岡県大野城市旭ケ丘１丁目９番８―508号
破産者　山下　裕美
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部